田北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

上

◇ 規 則

ページ

 北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則【保健福祉 局健康医療部保険年金課】

3

◇ 上下水道局

○ 北九州市上下水道局公有財産管理規程の一部を改正する規程【北九州市上下水道局総務経営部広域事業課】

4

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 普通徴収に係る保険料は、原則、口座振替により納付するものとすることにしました。
- 2 北九州市国民健康保険条例の一部改正に伴い、保険料の被保険者均等割額 及び世帯別平等割額を減額する場合の所得基準について、当該額の5割を減 額する基準については、被保険者等の数に乗ずる金額を28万円とし、2割 を減額する基準については、被保険者等の数に乗ずる金額を51万円とする ことにしました。
- 3 低所得により保険料を減免する場合の所得基準について、被保険者等の数 に乗ずる金額を28万円とすることにしました。
 - この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。

北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成31年3月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第16号

北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 北九州市国民健康保険条例施行規則(昭和43年北九州市規則第41 号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「被保険者1人につき27万5,000円」を「世帯主の世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に27万5,000円を乗じて得た金額」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「被保険者1人につき50万円」を「世帯主の世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に50万円を乗じて得た金額」に改める

第10条第1項第2号中「1人につき27万5,000円」を「の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に27万5,000円を乗じて得た金額」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「第29条の7第2項第9号ロ」を「第29条の7第2項第8号ロ」に改め、同項第1号ウ中「第29条の7第2項第9号ハ」を「第29条の7第2項第8号ハ」に改める。

第2条 北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「普通徴収等」を「普通徴収」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「納付し、又は徴収事務を担当する職員が世帯主の住所等において直接徴収する」を「納付する」に改め、同条第2項を削る。

第8条第1項第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「50万円」を「51万円」に改める。

第10条第1項第2号中「27万5、000円」を「28万円」に改める

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は 、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の第8条及び第10条の規定は、平成31年度 以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料 については、なお従前の例による。 北九州市上下水道局管理規程第2号

北九州市上下水道局公有財産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月27日

北九州市上下水道局長 有 田 仁 志

北九州市上下水道局公有財産管理規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局公有財産管理規程(昭和55年北九州市水道局管理規程 第2号)の一部を次のように改正する。

第28条を次のように改める。

(督促及び延滞金)

- 第28条 使用料を納付期限までに納付しない者があるときは、当該使用料の納付期限の翌日から起算して20日以内に督促状を発して督促する。
- 2 前項の規定により督促した場合においては、当該使用料の納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該使用料の金額に年14.6パーセント(当該使用料の納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。
- 3 前項の規定により延滞金の金額を計算する場合において、その計算の基礎となる使用料の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその使用料の金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 前2項の規定により計算した延滞金の金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 5 前3項の規定にかかわらず、局長が特に理由があると認めるときは、第2 項に規定する延滞金を減免することができる。
- 第40条の見出し中「納付期日」を「納付期日等」に改め、同条に次の1項 を加える。
- 2 前項の貸付料を納付期限までに納付しない者があるときは、当該貸付料の納付期限の翌日から起算して30日以内に督促状を発して督促する。

第40条の次に次の1条を加える。

(延滞損害金)

第40条の2 普通財産の貸付料に係る延滞損害金については、北九州市公有 財産管理規則(昭和39年北九州市規則第61号)第20条の規定を準用す る。 第44条中「、第28条」を削る。

付則中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第28条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第28条第2項から第5項までの規定及び付則第3項の規定は、 この規程の施行の日前に発生した延滞金についても適用する。